

第4次第4回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会 議事要旨

- 1 日 時 令和8年2月6日（金） 10:00～11:30
- 2 場 所 ラッセホール B1F リリー
- 3 出席委員 張元委員、片岡委員、河口委員、佐藤委員、田中委員、藤原委員、松下委員、丸谷委員、守岡委員、安田委員、山川委員、山口委員
- 4 県出席者 中井保健医療部次長、稲岡健康増進課長、中川健康政策班主幹、ほか健康増進課職員

5 概 要

委員15名のうち12名の出席により、会議の成立要件を満たしていることを確認

・委員会の運営について

健康づくり審議会の運営規定により、委員会は原則公開することを決定

・議事

(1) 「第4次兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会」の報告書について

(2) 施設実態調査及び県民モニター調査の質問項目について

(1)(2)を事務局から説明し、それぞれについて出席委員から意見を聴取

6 主な意見

【報告書（案）について】

(1) 普及啓発等の広報活動の強化

- 報告書（案）のP11において、「若い人がチラシを見ない」とあるが、紙媒体の資料を見ないのは若い人に限ったことではないと思う。今はスマホなどのデジタル媒体で直感的に見たいものを選ぶので、デジタルコンテンツの活用を上位に位置付けた形で報告書には記載をお願いしたい。
- 啓発媒体を作成する際は、メッセージを受け取った人が自分ごととして捉え、主体的に行動してくれるような内容として欲しい。
- 県で実施している受動喫煙対策やコンテンツを広報する手法として、メディアを活用することも1つかと思う。また、受動喫煙の被害にあってもどこに相談していいかわりにくいということもあるので、受動喫煙に関する相談を集中的に受け付ける期間を設け、それについてメディアが広報することもありかと思う。
- 資料1のP8（ア）周知徹底の①について、集合住宅向けポスターのフレーズを「健康増進法の趣旨を前面に出したフレーズとすることに賛成である。加えて、「健康増進法の趣旨」を具体的に記載してもよいかと思う。例えば「人に吸わせてよい煙はない」や「自宅は逃げ場がない」など。

また、同ページの⑤に記載の「環境表示シール」とは、飲食店の入口に掲示する「喫煙可能店」のシールを指すのか。令和2年4月1日以降に新規で開店したお店は、店内で喫煙しながら飲食はできないことを踏まえて、この「環境表示シール」という言葉に「店内喫煙可」の表示も含まれているのであれば、報告書に記載する際は注意が必要と

考える。

- 資料1のP11の⑤について、「新規開店の飲食店向けに」と記載されているが、新規だけでなく既存の飲食店に対しても、条例の規制内容について重点的に普及啓発すべきではないかと考える。

(2) 今後の目指すべき方向

- 今後の方向性のところで、歩きたばこや集合住宅での受動喫煙に関する内容を盛り込むべきである。
- 県民モニター調査の結果、受動喫煙の被害にあった場所として「歩きたばこ等の路上」が29.2%と最も高くなっているにも関わらず、今後の方向性として路上喫煙に関する記載がない。
- 「今後の目指すべき方向」について、報告書の内容を読む限り、周知啓発に終始しているような印象を受ける。周囲の人が逃れられない状況で喫煙をしている人たちに対する県の対応として、罰則や過料の適用というところも考えられると思う。
- 健康づくりについて議論する際に、喫煙の問題は必ず中核となる。国においてプレコンサポーター養成講座も開始されており、県で推進するプレコンの取組の中でも受動喫煙の防止について教育していくことが大切と考える。また、今後の受動喫煙対策を進める中で、庁内横断的な施策を推進していくことについても記載したほうがよいと思う。
- 私的空間での受動喫煙は次なる議論として考えられるところであり、法律のエアポケットになっているところで議論の必要性が高いと考えられる。資料1のP8(i)「改正条例施行後の状況」について、受動喫煙にあった場所として、「集合住宅のベランダや庭など居住空間屋外6.7%」の追記をお願いしたい。

【県の調査（施設実態調査、県民モニター調査）の内容の見直し】

- 資料2-1のP2 問1-8、1-9について、質問の趣旨が分かりにくい。店内で喫煙可能なお店は喫煙目的施設もしくは既存特定飲食提供施設に限定されるということ伝えるためであるなら、問1-8の前に「あなたのお店は飲食しながらの喫煙を許容していますか」という質問を先行させたうえで、そこで「はい」と回答した店舗については、喫煙目的施設か既存特定飲食提供施設か確認する流れにしたほうがよいと思う。
また、既存小規模飲食店という言葉は、兵庫県では喫煙可能店と同義で用いられていると思うが、先ほど申し上げた先行質問がないと、単に店の規模を問われているのかと捉えられてしまう。
資料2-1のP5 問6について、「私的空間」のみの記載だとイメージを持ちにくい。旧バージョンで記載されている「集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間」という書き方のほうがイメージを持ちやすかった。もし、集合住宅と個人住宅の庭を切り離すという意図であれば、「集合住宅のベランダなど屋外私的空間での受動喫煙対策強化」とするほうがよいと思う。
資料2-2のP9 Q2-1について、「受動喫煙の被害にあいましたか」ではなく「受動喫煙にあいましたか」という表現のほうがよいと思う。「被害」は評価を含む言葉であり、また健康増進法と異なり、県条例では防止の対象としての受動喫煙に「望まない」という言葉を入れていないので、個人が「被害」と思っていない場合でも、それは防止の対象たり得ることから、敢えて「被害」という言葉を入れないほうがよいと思う。

資料２－２のP10 Q2－5について、「隣の住人」は「近隣の住人」としたほうがよいと思う。集合住宅の場合、隣だけでなく上下方向からの受動喫煙ということも考えられるので。

資料２－２のP12 Q8「加熱式たばこも紙巻たばこと同様に規制の対象としている」という項目について、そもそも加熱式たばこが規制の対象であることの認識を調査したいのか、県条例においては両者に区別を付けていないことの認識を調査したいのかが分からない。質問の意図が後者であれば、「加熱式たばこも紙巻たばこと同様の規制を行っている」という表現にしたほうがよいと思う。

- 施設実態調査は来年度に実施するとのことだが、どのような方法で、どれくらいの数の飲食店に対して調査を実施するのか教えて欲しい。
- 加熱式たばこ専用喫煙室の設置を認めていないことについて、現行の条例では紙巻たばこ愛用者と加熱式たばこ愛用者が同じ喫煙室で喫煙しているのであれば、別で専用の喫煙室を設ける必要は無いのではないかと。
- 資料２－２のP6 問4について、第1種施設として「敷地の周囲」の定義をしっかりとしたほうがよいと思う。また、同ページ問7の質問の趣旨が良く分からない。問6とクロス集計する、と四角囲みで記載されているので、問6で現在の喫煙環境となった要因を把握し、問7で問題があると回答すれば、それが問題であることが分かる、という形にするのかと推察するが、受動喫煙対策を講じるうえでの問題点は、問6の質問で把握はできるのではないかと。
- 資料２－３のP9 Q2－2について、受動喫煙にあった場所として記載されている「医療機関」は定義をしっかりとしたほうがよいと思う。薬局は分類上サービス業に入ってしまうため、正確な調査を実施するのであれば、選択肢を増やしてでも分類はしっかりすべきと考える。
- 資料２－２のP6 問7について、問自体を削除するという話があったが、受動喫煙対策を進めるうえで問題があるなら、どういう問題があるのか自由記述で回答してもらう形にするのはどうか。
- 資料２－３のP10 Q2－3について、職場の回答例として、「職場の執務室内で上司がたばこを吸っていた」と記載されているが、上司だけがたばこを吸うとは限らないので、「同僚」を追加してはどうか。また、喫煙所から漏れたたばこの煙を気にする人も多いので、新たに「喫煙所周辺でたばこの煙を吸った」という選択肢を加えてもよいと思う。
- 調査項目の内容については自分の中でしっかり咀嚼ができていない状況ではあるが、委員の皆さんがそれぞれの見地で受動喫煙対策を進めているということがよく理解できた。
- 資料２－２のP7 問11について、「妊婦の方への喫煙防止教育」のところで、妊婦向けには妊婦教室等で受動喫煙のことは伝えているが、妊婦だけでなく家族やその周囲の人がしっかりと配慮できるような内容も必要ではないかと思う。

また、問10において、規制内容を知る媒体としてChatGPTはSNSに入るのか。若い人はChatGPTで質問して回答を得ることも多いと思う。